

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目的

(1条)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり**女性であることにより様々な困難な問題に直面**することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える**女性の福祉の増進**を図るため、困難な問題を抱える女性への**支援に関する必要な事項**を定めることにより、困難な問題を抱える女性への**支援のための施策を推進**し、もって**人権が尊重**され、及び**女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現**に寄与することを目的とする。

基本理念

(3条各号)

① 女性の抱える問題が**多様化**するとともに**複合化**し、そのために**複雑化**していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの**意思が尊重**されながら、**抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援**を受けられるようにすることにより、その**福祉が増進**されるよう、その**発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供**する体制を整備すること。

② 困難な問題を抱える女性への支援が、**関係機関及び民間の団体の協働**により、**早期から切れ目なく実施**されるようにすること。

③ **人権の擁護**を図るとともに、**男女平等の実現**に資することを旨とすること。



《国が基本方針を定める（法7条）》

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(厚生労働省告示)

都道府県の役割

① 困難な問題を抱える女性への支援に関して**中核的な役割**を果たすものとして、法第8条第1項の規定により、この基本方針に即して**基本計画を策定**すること等を通じて、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、**地域のニーズに応じた施策を検討・展開**していくことが必要である。

② 法第3条の規定の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への**支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整**を図ることとする。

③ **段階的・重層的な支援**を行っていくため、**行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方**を検討する

④ **地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況**を検証することが望ましい。

⑤ 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う**民間団体との協働**による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの**意思が尊重**されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた**最適な支援を受けられる体制を整備**する。

⑥ **広域的な観点**から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における**基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等**についての**情報提供**、市町村のニーズを踏まえた**包括的な支援の展開等**、**市町村に対する支援**を行う。

⑦ 市町村の取組状況を把握し、**格差が生じないよう必要な取組**（女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等）を促していく。

市町村の役割

① 支援対象者にとって**最も身近な、支援の端緒となる相談機能**を果たす。

② 困難な問題を抱える**女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体**であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する**庁内関係部署**はもとより、**幅広い部署**がそれぞれに**主体性を発揮し、相互に連携**の上、支援対象者が必要とする**支援を包括的に提供**する。

③ 必要な場合は適切に当該市町村が所在する**都道府県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の都道府県や他の市町村等と連携**して支援を行う等、**関係機関との緊密な連携**が図られるよう配慮しなければならない。

④ 庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、**関連部署が参加する会議の開催等の工夫**に努める。

⑤ 法第8条第3項及び第11条第2項の規定により、この基本方針に即して**基本計画を策定**するよう努める。

⑥ **女性相談支援員**を置くよう努めるものとする。

⑦ 市町村内における、困難な問題を抱える**女性への支援窓口の周知等**に努める

⑧ 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う**民間団体と協働**しての女性支援を積極的に担うことに努める。

⑨ 単独で又は都道府県と共同して、困難な問題を抱える女性への**支援を適切かつ円滑**に行うため、困難な問題を抱える**女性への支援に従事する者その他の関係者**により構成される**支援調整会議**を組織するよう努める。

⑩ 国による調査研究や研修等、予算事業等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等に関する調査研究の推進、支援に係る人材の確保や養成及び資質の向上及び女性支援を行う**民間団体の安全かつ安定的な運営の援助**に努めるものとする。



《国の基本方針に即して計画策定（法8条）》

静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画(R6.4.1～)

基本理念

困難な問題を抱える女性が**安心し、自立して暮らせる社会の実現**

基本的な考え方

女性は、**女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等**に陥るおそれがあります。

こうした女性の抱える問題が**多様化**するとともに**複合化**し、そのために**複雑化**していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの**意思が尊重**されながら、**抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援**を受けられるようにすることにより、その**福祉が増進**されるよう、その**発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供**する体制を整備していきます。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援が、**関係機関及び民間団体の協働**により、**早期から切れ目なく実施**されるようにしていきます。

こうした支援を通じて、**人権の擁護**を図るとともに、**男女平等の実現**に資することとします。

計画の方針

(方針1) **アウトリーチやICTの活用等、多様な手段による広報・啓発・相談の推進**

(方針2) **多様なニーズに対応できる当事者目線の支援の充実**

(方針3) **関係機関との連携強化による切れ目のない支援の構築**

(方針4) **民間団体との協働による支援**

《市は県の計画を勘案して作成することが必要》

(仮)静岡市困難な問題を抱える女性支援基本計画

基本理念

基本的な考え方

計画の方針

静岡市男女共同参画行動計画

【8年後の目指す姿】

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が

安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）

《整合性を図る》